

コピー機賃貸借、保守及び消耗品等の供給業務（長期継続契約）仕様書

以下の仕様、条件等と同等以上の機種とすること。

- (1) デジタルカラー複写機で、複写方式はライン型インクジェット方式、形式は据え置き型とする。
- (2) プリンタ機能（書き込み解像度モノクロ 600dpi×600dpi 以上、カラー 300dpi×600dpi 以上）、スキャナ機能（複写機本体及びネットワーク上の指定フォルダに保存可能なこと）を備えていること。
- (3) 設置台数は2台で、市役所3階浄書室に設置する。
- (4) 機械の幅は概ね2,800mmまでとする。
- (5) 複数の原稿（片面原稿又は両面原稿でサイズの異なる原稿など）を1冊にまとめてコピーが可能なこと。また、原稿ごとに異なる設定（原稿ごとに厚紙と普通紙に分けるなど）をし、混載するすべての原稿が一括で出力できる機能を有すること。
- (6) 給紙トレイは、4つ以上装備していることとし、なおかつ、A4については最低4,000枚以上収納できることとする。ただし、この場合、A4以外のトレイは3つ以上残っていることとする。内蔵トレイ、別付けトレイは問わないが、手差しトレイは含まないこととする。対応サイズはA3からB5まで可能なものとする。
- (7) (6)に示した給紙トレイとは別に手差しトレイを装備していること。
- (8) 毎分処理枚数はA4横片面の連続複写速度とし、毎分100枚以上とする。
- (9) ステーブル機能及びパンチ機能付きとし、ステープル可能枚数は、A4サイズ50枚以上とし、フィニッシャーの排紙積載枚数は2,000枚以上とする。
- (10) 両面及び縮小拡大機能付きで、50%から200%までの任意の倍率が可能とする。
- (11) 画面同時読み取りが可能な自動両面原稿送り機能付きとする。
- (12) ソート機能については、20部以上のソートが可能なものとする。なお、コピーができ上がった数部のものを1部ずつ向きを変える、上下や左右にずらす、区切りを付ける等の方法により仕分けができるものとする。コピーができ上がったものが、原稿の内容どおりセット単位で順次排出されるものとする。
- (15) 月間平均使用予定枚数はモノクロ201,000枚、カラー41,000枚とする。
- (16) プリンタ機能については（Standard TCP/IP Port×2使用）、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。ただし、プリンタドライバの各パソコンへのインストールは、本市が行うものとする。

- (17) 電源は100V対応とし、オプションを含めた最大消費電力は2kW以下とする。
- (18) 機械は新品であり、その維持メンテナンスは、常に正常な状態で使用できるように定期的に行うものとし、機能に異常が発生したときは、早急に対処することとする。また、契約期間中の消耗品、補修部品等の確保を保証することとする。

特記事項

- (1) 本体価格（搬入設置費用を含む）は、リース料金として60か月で除して毎月請求するものとする。
- (2) 保守費には、出張料、技術料、部品代等を含むものとする。
- (3) 入札書には貸借期間5年間の総額を記載すること。また、賃貸借をリース会社が担う場合は内訳書にリース会社名を記載すること。
 - (i) インクは単価契約を行うものとし、インク1本あたりの印刷可能枚数（カタログ数値やメーカーの機能証明）からコピー1枚あたりの料金単価を算出すること。この場合、消費税及び地方消費税相当分を除いた額で、1円未満の端数は、小数点以下2桁まで表記すること。
 - (ii) 単価には、コピー用紙代、ステープル針代は含まない。
- (4) 請求は、原則毎月末にリース料金と保守費を合算した額とする。インクについては、購入の注文ごとに請求するものとする。
- (5) 受注者において現在設置しているコピー機を撤去することとする。
- (6) 月平均使用枚数は、昨年度までの使用実績等から積算しているものであり、使用枚数を保証するものではない。なお、この枚数は、プリンタとしての使用枚数を含めた数字を示している。